

## 高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第4条中「別紙1-111」を「別紙1-122」に改める。

別紙1-111の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(福島松川スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

## (2) 工事の箇所

福島県福島市松川町

## (3) 工事方法

## (イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 土湯温泉線 及び 市道 池田・小池線	福島県福島市 松川町	立体接続	福島松川PA

## (4) 工事予算

—

## (5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 18年 9月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 18年 9月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(長者原スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

## (2) 工事の箇所

宮城県大崎市古川宮沢

## (3) 工事方法

## (イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道 東宮沢3号線 及び 市道 西宮沢2号線	宮城県大崎市 古川宮沢	立体接続	長者原SA

## (4) 工事予算

—

## (5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 18年 9月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 18年 9月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道酒田線(寒河江SAスマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額



## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

東北横断自動車道 酒田線

## (2) 工事の箇所

山形県寒河江市大字寒河江

## (3) 工事方法

## (イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 山西線	山形県寒河江市 大字寒河江	立体接続	寒河江SA

## (4) 工事予算

—

## (5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 18年 9月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 18年 9月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線(三芳スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

関越自動車道 新潟線

## (2) 工事の箇所

埼玉県入間郡三芳町大字上富

## (3) 工事方法

## (イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道上富82号線 及び町道上富69号線	埼玉県入間郡 三芳町大字上富	立体接続	三芳PA

## (4) 工事予算

—

## (5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 18年 9月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 18年 9月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線(駒寄スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

関越自動車道 新潟線

## (2) 工事の箇所

群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保

## (3) 工事方法

## (イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道七日市・長久保線 及び町道七日市・吉開戸線	群馬県北群馬郡 吉岡町大字大久保	立体接続	駒寄PA

## (4) 工事予算

—

## (5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 9 月 26 日

②工事の完成予定年月日 平成 18 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—



(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線(大和スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

関越自動車道 新潟線

## (2) 工事の箇所

新潟県南魚沼市大字茗荷沢

## (3) 工事方法

## (イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道茗荷沢18号線 及び 市道大和インター 1号線	新潟県南魚沼市 大字茗荷沢	立体接続	大和PA

## (4) 工事予算

—

## (5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 18年 9月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 18年 9月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線(小布施スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

関越自動車道 上越線

## (2) 工事の箇所

長野県上高井郡小布施町大字大島

## (3) 工事方法

## (イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道小布施総合公園1号線 (仮称)	長野県上高井郡 小布施町大字大島	立体接続	小布施PA

## (4) 工事予算

—

## (5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 18年 9月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 18年 9月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線(新井スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

関越自動車道 上越線

## (2) 工事の箇所

新潟県妙高市大字猪野山

## (3) 工事方法

## (イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道新井インター 上り線及び 市道新井インター 下り線	新潟県妙高市 大字猪野山	立体接続	新井PA

## (4) 工事予算

—

## (5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 18年 9月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 18年 9月 30日



2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(友部SAスマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

常磐自動車道

## (2) 工事の箇所

茨城県笠間市長兎路

## (3) 工事方法

## (イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道(友)4075号線 及び市道(友)4159号線	茨城県笠間市長兎路	立体接続	友部SA

## (4) 工事予算

—

## (5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日      平成 18年 9月 26日

②工事の完成予定年月日      平成 18年 9月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道長野線(姨捨スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

中央自動車道 長野線

## (2) 工事の箇所

長野県千曲市大字八幡

## (3) 工事方法

## (イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道9487号線 及び市道9486号線	長野県千曲市大字八幡	立体接続	姨捨SA

## (4) 工事予算

—

## (5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日      平成 18年 9月 26日

②工事の完成予定年月日      平成 18年 9月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北陸自動車道(黒埼スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額



## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

北陸自動車道

## (2) 工事の箇所

新潟県新潟市木場

## (3) 工事方法

## (イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道黒埼2-96号線 及び 市道黒埼2-100号線	新潟県新潟市木場	立体接続	黒埼PA

## (4) 工事予算

—

## (5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日      平成 18年 9月 26日

②工事の完成予定年月日      平成 18年 9月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

別紙 5 を次のとおり改める。

## 道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	551,875百万円	63,667百万円	379,925百万円	127,702百万円	252,223百万円
H 1 9	559,192百万円	67,965百万円	405,577百万円	136,324百万円	269,253百万円
H 2 0	569,395百万円	70,786百万円	422,407百万円	141,981百万円	280,426百万円
H 2 1	583,164百万円	73,266百万円	437,208百万円	146,956百万円	290,252百万円
H 2 2	589,069百万円	73,609百万円	439,255百万円	147,644百万円	291,611百万円
H 2 3	601,828百万円	74,516百万円	444,666百万円	149,463百万円	295,203百万円
H 2 4	609,371百万円	75,118百万円	448,259百万円	150,671百万円	297,588百万円
H 2 5	632,305百万円	77,807百万円	464,305百万円	156,064百万円	308,241百万円
H 2 6	644,685百万円	79,163百万円	472,399百万円	158,785百万円	313,614百万円
H 2 7	656,459百万円	80,433百万円	479,975百万円	161,331百万円	318,644百万円
H 2 8	654,795百万円	80,023百万円	477,530百万円	160,509百万円	317,021百万円
H 2 9	658,500百万円	80,246百万円	478,862百万円	160,957百万円	317,905百万円
H 3 0	663,655百万円	80,859百万円	482,518百万円	162,186百万円	320,332百万円
H 3 1	672,278百万円	81,755百万円	487,867百万円	163,984百万円	323,883百万円
H 3 2	677,610百万円	82,356百万円	491,454百万円	165,190百万円	326,264百万円
H 3 3	677,082百万円	82,259百万円	490,872百万円	164,994百万円	325,878百万円
H 3 4	676,225百万円	82,111百万円	489,989百万円	164,697百万円	325,292百万円
H 3 5	678,067百万円	82,341百万円	491,360百万円	165,158百万円	326,202百万円
H 3 6	675,015百万円	81,859百万円	488,484百万円	164,191百万円	324,293百万円
H 3 7	673,432百万円	81,564百万円	486,725百万円	163,600百万円	323,125百万円
H 3 8	673,962百万円	81,746百万円	487,816百万円	163,967百万円	323,849百万円
H 3 9	675,886百万円	82,007百万円	489,369百万円	164,489百万円	324,880百万円
H 4 0	673,217百万円	81,650百万円	487,237百万円	163,772百万円	323,465百万円
H 4 1	673,065百万円	81,552百万円	486,656百万円	163,577百万円	323,079百万円
H 4 2	671,599百万円	81,267百万円	484,954百万円	163,005百万円	321,949百万円
H 4 3	671,190百万円	81,293百万円	485,110百万円	163,057百万円	322,053百万円
H 4 4	665,317百万円	80,412百万円	479,852百万円	161,290百万円	318,562百万円
H 4 5	662,406百万円	80,236百万円	478,799百万円	160,936百万円	317,863百万円
H 4 6	659,572百万円	79,876百万円	476,651百万円	160,214百万円	316,437百万円
H 4 7	658,057百万円	79,693百万円	475,559百万円	159,847百万円	315,712百万円
H 4 8	653,704百万円	79,073百万円	471,862百万円	158,604百万円	313,258百万円
H 4 9	650,457百万円	78,610百万円	469,097百万円	157,675百万円	311,422百万円
H 5 0	647,081百万円	78,256百万円	466,988百万円	156,966百万円	310,022百万円
H 5 1	646,039百万円	78,131百万円	466,242百万円	156,715百万円	309,527百万円
H 5 2	639,975百万円	77,332百万円	461,475百万円	155,113百万円	306,362百万円
H 5 3	638,660百万円	77,171百万円	460,514百万円	154,790百万円	305,724百万円
H 5 4	636,082百万円	76,794百万円	458,260百万円	154,032百万円	304,228百万円
H 5 5	635,206百万円	76,635百万円	457,316百万円	153,715百万円	303,601百万円
H 5 6	629,881百万円	76,044百万円	453,784百万円	152,528百万円	301,256百万円
H 5 7	626,044百万円	75,536百万円	450,754百万円	151,509百万円	299,245百万円
H 5 8	624,135百万円	75,293百万円	449,307百万円	151,023百万円	298,284百万円
H 5 9	624,389百万円	75,343百万円	449,605百万円	151,123百万円	298,482百万円
H 6 0	619,985百万円	74,769百万円	446,177百万円	149,971百万円	296,206百万円
H 6 1	617,548百万円	74,459百万円	444,326百万円	149,349百万円	294,977百万円
H 6 2	166,802百万円	17,231百万円	102,826百万円	34,562百万円	68,264百万円

別紙7別添3中、

「				「			
		福島西				福島西	
	二本松	18.9	」を		二本松	8.7	」に、
						10.2	
						18.9	
「				「			
		築館				築館	
	古川	16.1	」を		古川	5.9	」に、
						10.2	
						16.1	
「				「			
		西川				西川	
	寒河江	14.0	」を		寒河江	2.9	」に、
						11.1	
						14.0	
「				「			
		川越				川越	
	所沢	11.8	」を		所沢	—	」に、
						7.3	
						11.8	
「				「			
		渋川伊香保				渋川伊香保	
	前橋	11.3	」を		前橋	6.4	」に、
						4.9	
						11.3	
「				「			
		小出				小出	
	六日町	17.5	」を		六日町	11.4	」に、
						6.1	
						17.5	
「				「			
		信州中野				信州中野	
	須坂長野東	11.5	」を		須坂長野東	6.8	」に、
						4.7	
						11.5	
「				「			
		上越高田				上越高田	
	中郷	14.5	」を		中郷	7.4	」に、
						7.1	
						14.5	
「				「			
		友部ジャンクション				友部ジャンクション	
	岩間	4.8	」を		岩間	3.7	」に、
						1.1	
						4.8	
「				「			
		更埴				更埴	
	麻績	18.6	」を		麻績	7.3	」に、
						—	
						18.6	
「				「			
		巻潟東				巻潟東	
	新潟西	15.2	」を		新潟西	5.8	」に改める。
						9.4	
						15.2	

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成18年9月21日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理事長 勢山 廣直

東日本高速道路株式会社  
代表取締役会長 八木 重二郎